

令和5年度高等学術研究院卓越准教授・教授募集要項

1. 目的・趣旨

高等学術研究院は、学長の主導の下に神戸大学の特色及び強みを活かして、国際的に卓越した学術研究を推進するとともに、本学の研究力の一層の向上に資するため、神戸大学高等学術研究院規則第6条に基づき「高等学術研究院卓越准教授・教授」(以下「若手卓越教員」という。)を募集する。

若手卓越教員制度は、本学の学術研究の推進に資する国際的に優れた若手の助教、講師または准教授を、所属学域及び基盤域(以下「学域等」という。)で准教授または教授に昇任させることにより、今後も引き続き本学において研究を行うインセンティブとするとともに、部局運営業務を原則として免除することにより教育・研究に専念させ、一層の研究成果創出を促すこと、また、本学が第4期中期計画に達成すべきKPI等を向上させることを目的に、令和4年度から開始するものである。

2. 申請の要件

(1) 若手卓越教員の要件

国際的に優れた業績を有し、令和5年度末時点で原則40歳未満の承継内の助教、講師または准教授で、学域等の長が推薦する者

(2) 申請学域等の要件

- 申請にあたっては学域会議に諮るなど、学域等内の承認を経た上で申請すること。なお、後述する中間評価の結果によっては、本制度からの差分ポイント貸与の中止もあり得るので、各学域等においては対象者を厳選して申請すること。
- 本制度に採択された場合、被採択若手卓越教員を、通常の教員人事と同様に教員人事委員会への附議等を行うこと。
- 被採択若手卓越教員が教育・研究に専念するため、本制度採択期間中は原則として部局運営業務は免除すること。

3. 採択数

5名程度(予定)

4. 支援内容

本制度被採択学域等が被採択若手卓越教員を昇任させるにあたり、次の表のとおり必要となる差分ポイントを貸与する。

なお、差分ポイントの貸与期間は本制度により昇任した日から最大5年間とし、6年日以降について引き続き当該学域等が被採択若手卓越教員の雇用を継続する場合は、必要となる全ポイントを当該学域等が負担するものとする。

採択前職位	採択後職位	学域等に貸与するポイント
助教	准教授	19 ポイント
講師	准教授	12 ポイント
	教授	32 ポイント
准教授	教授	20 ポイント

5. 応募方法

本要項に基づき、次の様式を当該申請対象者の学域等の長が研究院長あて申請する。

- ① 高等学術研究院卓越准教授・教授申請書
- ② 教員選考調書（様式は問わない）

6. 決定方法及び審査の観点

各学域等からの申請書に基づき、次の観点から運営委員会にて審査を行い、その審査結果を基に学長が決定する。

- これまでの研究成果から判断して国際的に優れた研究者であるか。
- 本学の学術研究の推進に資する優れた研究者となり得るか。

なお、本制度採択期間中に、本学が第4期中期計画期間中において達成すべきKPIへの貢献見込みについても重視する。

7. 中間評価及び終了時評価

運営委員会にて本制度による昇任後、3年目に中間評価を行い継続の可否を判断する。また、任期終了時に終了時評価を行う。

中間評価の結果、差分ポイントの貸与を行わないこととなった場合、当該被採択若手卓越教員の4年日以降の全ポイントについて当該学域等が負担することとする。

8. 称号付与

被採択若手卓越教員には、准教授に昇任したものにあっては「高等学術研究院卓越准教授」、教授に昇任したものにあっては「高等学術研究院卓越教授」の称号を付与する。

9. その他注意事項

- 研究院から被採択若手卓越教員に対して研究費を配分しない。
- 研究院は研究室や実験室等を確保しないので、推薦学域等が用意すること。
- 被採択若手卓越教員の選定及び評価（本制度による中間及び終了時評価）以外の事務は、当該被採択若手卓越教員の属する部局において行う。